

本所移転等業務委託業者選定基準

本所移転等業務総合評価落札方式実施要領及び本所移転等業務提案依頼書で指定する規格の提案を求め、企画提案力の他、業務実施体制及び受託金額等を総合的に審査し決定する。

1. 委託業者の決定方法

(1) 委託業者の決定方法については、次に掲げる要件に該当する選考業者のうち、本選定基準3に定める評価方法により算出された技術・企画提案書等提案依頼事項評価点、プレゼンテーション評価点の合計を入札額で除してた評価値が最も高い者とする。

【要件】

①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること

②価格以外の要素に係る提案が、全ての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること

(2) 最高得点者が2者以上ある時は、技術・企画提案書等提案依頼事項評価点の高い者とする。技術・企画提案書等提案依頼事項評価点も同等の場合は入札額の低い者とする。入札額も同額の場合は、当該の者にくじを引かせて委託業者を決定する。

(3) 全ての業者の入札額が予定価格を上回った場合、評価値が最も高い業者交渉するものとする。

2. 技術・企画提案書等提案依頼事項評価点、プレゼンテーション評価点の配分

点数については250点満点とし、技術・企画提案書等提案依頼事項評価点を150点、プレゼンテーション評価点を100点とする。

| 審査項目 | 点数配分 |
|----------------------|------|
| (1)技術・企画提案書等提案依頼事項評価 | 150 |
| (2)プレゼンテーション評価 | 100 |
| 合計 | 250 |

3. 技術・企画提案書等提案依頼事項評価方法

技術・企画提案書等提案依頼事項評価については、次のとおり行うこととする。

- (1) 上記の審査項目とそれに係る採点項目について審査し採点する。
- (2) 提案依頼書に記載されていない提案については、本業務の必要度及び重要度に照らし、必要な範囲を超えていても将来性が加味できる提案は評価対象とする。

- (3) 技術・企画提案書等提案依頼事項評価点は、各提案業者の提出書類について審査委員会の委員が各提案者の採点した点を平均した点をもって得点とする。
- (4) プрезентーション評価点については、審査委員会の委員が各提案者の採点した点を平均した点をもって得点とする。

4. 評価値の算出方法

- (1) 評価値については技術・企画提案書等提案依頼事項評価点、プレゼンテーション評価点及び入札額で次のとおり算出する。

$$\text{評価値} = (\text{技術・企画提案書等提案依頼事項評価点} + \text{プレゼンテーション評価点}) / \text{入札額} \times 10,000,000$$

計算に当たっては、小数点以下第3位で四捨五入するものとする。